令和８年１１月２７日
産　業　労　働　局
(公財)東京都中小企業振興公社

「年末特別」中小企業・雇用就業対策の実施について

都内中小企業を取り巻く経営環境は、不透明さを増す国際情勢を背景とした世界的なエネルギー・原材料価格の高騰などにより、依然として厳しい状況にあります。また、雇用情勢は、就業者数の増加など改善の動きがみられるものの、人手不足が続くなど、引き続き今後の動向を注視していく必要があります。

こうした影響が顕著となる年末に向けてきめ細かな中小企業・雇用就業対策が必要となることから、産業労働局では、以下のとおり特別対策を実施します。

１．中小企業に対する金融支援の強化　別紙１参照

東京都中小企業制度融資「クイックつなぎ（小口）」「クイックつなぎ（事業一般）」の融資限度額を拡充します。

○「クイックつなぎ（小口）」　融資限度額：３００万円 ⇒５００万円
○「クイックつなぎ（事業一般）」　融資限度額：５００万円 ⇒７００万円

＜ 期　　間 ＞
令和８年１２月１日(火) ～ 令和９年３月３１日(水)（期間内の保証申込受付分が対象）

２．中小企業の資金繰り・経営に関する年末特別相談（夜間延長等）の実施　別紙２参照

①　年末の資金需要等に対応するため、資金繰りに関する電話・メール相談を受け付けます。

＜ 開設日時 ＞
（夜間延長）令和８年１２月２２日(火) ～ ２８日(月)　９：００ ～ １９：３０※土日除く平日
（受付期間延長）　１２月２９日(火) ～ ３０日(水)　９：００ ～ １７：００

②　経営課題の解決に向けて、経験豊富な専門家（中小企業診断士）による無料相談を実施します。
【総合相談】

また、経営状況の悪化に対して、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。
【事業再生特別相談】

※電話、オンライン（要予約)、来所（要予約）にて相談対応

＜ 開設日時 ＞
（夜間延長）
令和８年１２月３日・１０日・１７日（毎週木曜）９：００ ～ １９：３０
１２月２２日(火) ～ ２８日(月)　９：００ ～ １９：３０※土日除く平日
（受付期間延長）　１２月２９日(火) ～ ３０日(水)　９：００ ～ １７：００

３．労働問題と再就職に関する年末特別相談　別紙３参照

○　弁護士や東京労働局職員等を交え、解雇・雇止め・内定取消し、職場のハラスメントなどの労働問題全般や再就職について、無料相談を実施します。

＜ 開設日時 ＞
令和８年１２月２日(水)・３日(木)
（電話相談）　９：３０ ～ ２０：００
（来所相談）　９：３０ ～ １７：００【予約制】

4．東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ　別紙４参照

○　中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行います。

＜ 期　　間 ＞

令和８年１２月１日(火) ～ 令和９年３月３１日(水)

(団体融資は令和９年１月３１日(日)まで)

その他各種支援について

東京都では、年末特別対策の他にも、中小企業の経営支援や資金繰り等の支援、脱炭素化・エネルギー構造の転換等に向けた各種支援策を展開していますので、ご活用ください。

○中小企業支援

・中小企業等への助成事業

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/jyosei

・中小企業のための金融の手引き（令和８年度版）

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-07-21-181226-233

○脱炭素化・エネルギー構造転換支援（クールネット東京）

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/

○観光支援

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/tourism/kakusyu#1_zyosei

○農林水産支援

・農業関係

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-07-06-172649-351

・林業関係

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-06-30-162824-912

・水産業関係

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/suisan/ukurainagyogyousien/

○雇用・就業支援（TOKYO はたらくネット）

https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp

○国際金融関係支援

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/gfct/initiatives/nurturing-players

～AI 診断ツール「Mir-AI（ミライ）サーチ」について～

中小企業の経営課題を AI で整理し、課題に応じた都の支援策が見つかるツールで、目的や種類、相談例から支援策を探すこともできます。

https://shindantool.metro.tokyo.lg.jp/



＜問い合わせ先＞

【制度融資・資金繰り相談】産業労働局　金融部　金融課　03-5320-4877(直通)

【総合相談・事業再生特別相談】(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援部 総合支援課　03-3251-7881(直通)

【労働問題・再就職に関する特別相談】産業労働局　雇用就業部　労働環境課　03-5320-4650(直通)

【従業員融資】産業労働局　雇用就業部　労働環境課　03-5320-4653(直通)

別紙１

中小企業に対する金融支援の強化

中小企業制度融資（つなぎ融資メニュー）の拡充

資金需要の高まる年末・年度末に向けて、緊急的な資金需要に迅速に対応するつなぎ融資メニューにおいて、融資限度額を拡充します。

１　つなぎ融資メニューの概要

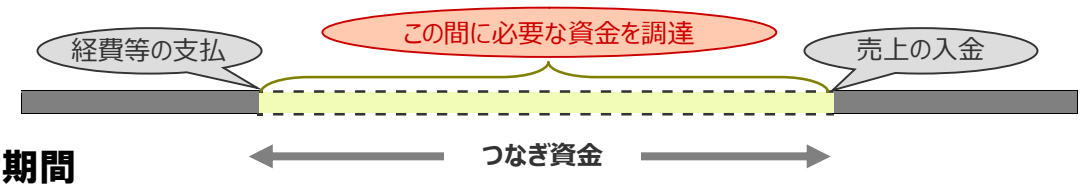
- ✓　緊急的な資金需要に対応する、**短期（融資期間２年以内）のつなぎ資金**を融資
- ✓　**スピーディな資金調達**が可能
- ✓　企業規模に応じて**２つのメニュー**を用意

メ ニ ュ ー 名	クイックつなぎ（小口）	クイックつなぎ（事業一般）
融 資 対 象 ※１	小規模企業者 ※2 従業員数が 20 人以下の事業者 （卸・小売・サービス業は 5 人以下）	中小企業者又は組合
融 資 限 度 額	５００万円 （拡充前：３００万円）	７００万円 （拡充前：５００万円）
信用保証料補助	２分の１補助	―

※1 都または区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資制度を利用し、元金返済を１年以上継続している方が対象となります。

※2 「クイックつなぎ（小口）」は、上記に加え、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であることが条件となります。

〔 ご利用のイメージ 〕



２　受付期間

令和８年１２月１日(火) ～ 令和９年３月３１日(水)
※ この期間内に保証協会への申込受付のあったものが対象となります。

３　その他

融資の詳細は東京都中小企業制度融資のホームページをご覧ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

別紙２

中小企業の資金繰り･経営に関する年末特別相談（夜間延長等）の実施

◆ 年末の資金需要等に対応するため、資金繰りに関する相談を受け付けます。

１　相談実施日時【次頁の実施スケジュールを参照】

令和８年１２月２２日(火)　～　令和８年１２月２８日(月)

９：００ ～ １９：３０（夜間延長）（※土日除く平日）

令和８年１２月２９日(火)　～　令和８年１２月３０日（水）

９：００ ～ １７：００

２　相談窓口

（１）電話相談　東京都産業労働局金融部金融課　電話：03-5320-4877

（２）メール相談（相談の受付は随時可能）　https://logoform.jp/form/tmgform/1779204

◆（公財）東京都中小企業振興公社において、経営課題の解決に向けて、経験豊富な専門家（中小企業診断士）による無料相談を実施します。【総合相談】

また、経営状況の悪化に対して、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。【事業再生特別相談】

１　相談実施日時【次頁の実施スケジュールを参照】

（１）夜間延長

①　令和８年１２月３日・１０日・１７日（毎週木曜）

②　令和８年１２月２２日(火) ～ 令和８年１２月２８日(月)（※土日除く平日）

夜間の部　１７：３０～１９：３０（受付終了１９：００）

（２）受付期間延長

令和８年１２月２９日（火）～令和８年１２月３０日（水）

午前の部　９：００～１２：００（受付終了１１：３０）
午後の部　１３：００～１７：００（受付終了１６：３０）

※相談時間は、最大 45 分となります。
※このほか毎週火曜日（12/1,8,15）にも、定例の夜間相談（17：30～19：30）を実施しています。

２　相談窓口【次頁の案内図を参照】

（１）電話相談

（公財）東京都中小企業振興公社　総合支援課　電話：03-3251-7881

（２）オンライン相談(要予約)

WEB 予約：https://onestop-sougousoudan.revn.jp/（相談日の前日 17 時まで）

電話予約：03-3251-7881（相談日の前日 17 時まで）※土日除く平日

（３）来所相談(要予約)

WEB 予約：https://onestop-sougousoudan.revn.jp/（相談日の前日 17 時まで）

電話予約：03-3251-7881（相談日の前日 17 時まで）※土日除く平日

◆相談窓口実施スケジュール◆１２月　（※ 1日、8日、15 日は、定例の夜間相談を実施しています）

日	月	火	水	木	金	土
		1 **※夜間相談** **【経営】** **（１９：３０まで）**	2	3 **年末特別相談** **夜間延長** **【経営】** **（１９：３０まで）**	4	5
6	7	8 **※夜間相談** **【経営】** **（１９：３０まで）**	9	１０ **年末特別相談** **夜間延長** **【経営】** **（１９：３０まで）**	１１	１２
１３	１４	１５ **※夜間相談** **【経営】** **（１９：３０まで）**	１６	１７ **年末特別相談** **夜間延長** **【経営】** **（１９：３０まで）**	１８	１９
２０	２１	２２ **年末特別相談** **夜間延長** **【資金繰り・経営】** **（１９：３０まで）**	２３	２４	２５	２６
２７	２８ **年末特別相談** **夜間延長** **【資金繰り・経営】** **（１９：３０まで）**	２９ **年末特別相談** **受付期間延長** **【資金繰り・経営】**	３０	３１		

【経営】…経営相談（(公財）東京都中小企業振興公社）

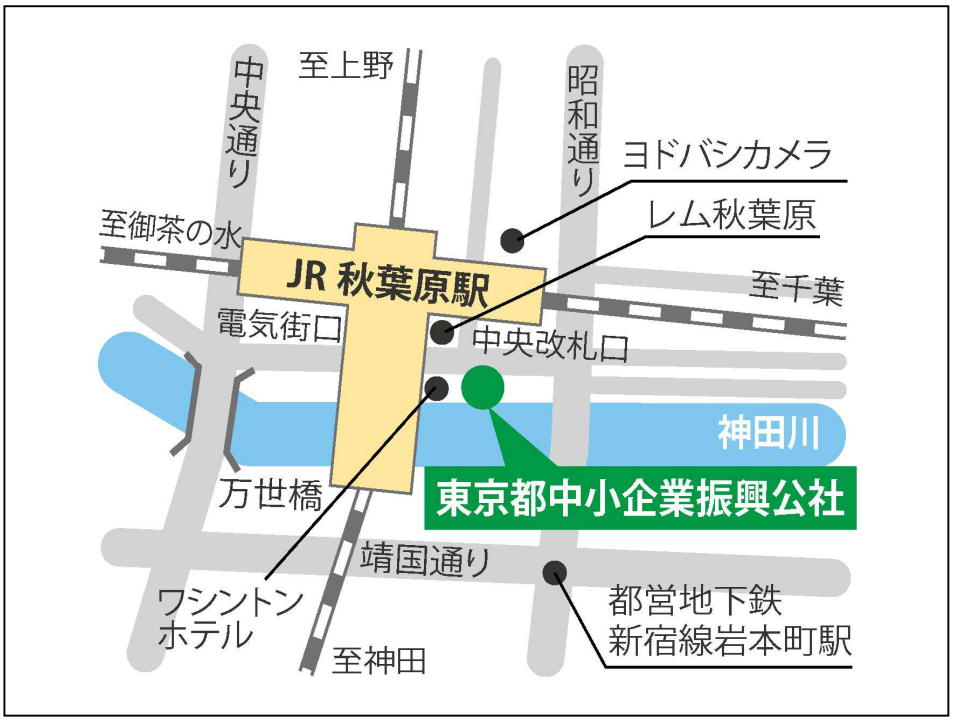
【資金繰り】…資金繰りに関する電話相談　（産業労働局金融部金融課）

【経営相談　（公財）東京都中小企業振興公社案内図】

●東京都産業労働局秋葉原庁舎５Ｆ　総合支援課

（千代田区神田佐久間町１－９）

ＪＲ･東京メトロ日比谷線『秋葉原駅』徒歩３分・都営新宿線『岩本町駅』徒歩５分



別紙３

東京都労働相談情報センターで

労働問題と再就職に関する 年末特別相談を実施します

年末の時期は、長時間・過重労働をはじめとする様々な労働問題が発生しやすい時期であり、解雇・雇止め・内定取消しや職場のハラスメントなど、様々な労働問題の増加が懸念されます。

そこで、東京都労働相談情報センターでは、弁護士や東京労働局職員等を交え、職場で直面する様々な問題に関する年末特別相談を実施します。相談内容に応じて、関係法令の説明・助言、労使間の調整（あっせん）、関係機関の紹介などを行います。また、東京しごとセンターの就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）による再就職相談や職業訓練受講相談も実施します。

☆年末特別相談の概要☆

１　相 談 日　**令和８年１２月２日(水)・３日(木)**

２　相談時間　① 電話相談　９時 30 分～20 時
② 来所相談【予約制】９時 30 分～17 時

３　相談受付　**相談は無料、秘密は厳守します。**
① 電話相談　**０５７０－００－６１１０**（東京都ろうどう１１０番）
○東京都**ＬＩＮＥ電話労働相談**でもお受けします。（通話料はかかりません）
・ＬＩＮＥの通話機能（ＬＩＮＥコール）を使った電話相談です。
・ＬＩＮＥアカウント名：東京都労働相談情報センター
・ＩＤ　@tokyo-rodo-sodan

東京都労働相談情報センター
LINE アカウント

② 来所相談【次頁の案内図を参照】
東京都労働相談情報センター（東京しごとセンター９階）
◆予約電話番号：**０３－３２６５－６１１０**

４　相談内容　○ 解雇・雇止め・内定取消し、職場のハラスメントなどの労働問題全般
○ 就職活動の進め方や仕事の探し方等、再就職についての相談
○ 職業能力開発センターへの入校（職業訓練の受講）相談

５　対 象 者　労働者、使用者等

６　相 談 員　○ 東京都労働相談情報センター職員：９時 30 分～20 時
○ 専門相談員（弁護士）：13 時～17 時
○ 東京労働局職員：13 時～17 時
○ 東京しごとセンター就職支援アドバイザー(キャリアカウンセラー):13 時～17 時
○ 東京都立職業能力開発センター職員：13 時～17 時

【案　内　図】

●東京都労働相談情報センター（東京しごとセンター９階）

（千代田区飯田橋３－１０－３）

JR･地下鉄『飯田橋駅』下車 徒歩7分･『水道橋駅』下車 徒歩5分･『九段下駅』下車 徒歩8分



別紙４

東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ

東京都では、中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行います。

１　実施期間　令和８年１２月１日(火)から令和９年３月３１日(水)まで
※ 上記期間内に申込みを受け付けた分を対象とします。
(団体融資は令和９年１月３１日(日)まで)

２　実施内容　融資利率を引き下げます。

◆個人融資（「さわやか」「まなび」）	1.8% → 1.6%
◆団体融資	
◆家内労働者融資	
◆子育て・介護支援融資（「すくすく・ささえ」）	1.5% → 1.3%

３　申込みに関する問合せ

・中央労働金庫　電話：0120-86-6956
・（一社）東京都信用組合協会（子育て・介護支援融資のみ）電話：03-3567-6211

４　その他

詳細は中小企業従業員融資ホームページ＜TOKYOはたらくネット＞をご覧ください。
http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/index.html

◆東京都中小企業従業員融資（特別対策）の概要◆

	個人融資「さわやか」	個人融資「まなび」	子育て・介護支援融資「すくすく・ささえ」	家内労働者融資
ご利用いただける方	中小企業で働く従業員	中小企業で働く従業員	下記のいずれかにあてはまる中小企業従業員 ・育児・介護休業を取得中の方 ・妊娠から子育て期間中の方 （子育て期間：子が満20歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方	専業的家内労働者
	※お申込には条件がございますので、事前に申込窓口までお問い合わせください。			
資金使途	生活資金	ご本人及び扶養親族の教育・リスキリング費用	育児・介護休業中の生活費又は子育て・介護に必要な費用	一般生活資金、作業場の改善等の資金
融資限度額	70万円（ただし、医療費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円）	120万円	100万円	・一般生活資金　70万円（ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円） ・作業場の改善等の資金　130万円
引き下げ後融資利率	1.6%	1.6%	1.3%	1.6%
返済期間・返済方法	3年以内（融資額が70万円を超える場合は5年以内） 元利均等月賦返済	3年以内（融資額が70万円を超える場合は5年以内） 元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内（据置期間：育児休業は子が1歳6か月に達するまで、介護休業は12か月を限度） 元利均等月賦返済	5年以内（一部6か月の据置期間有） 元利均等月賦返済
保証	（一社）日本労働者信用基金協会による保証			（一社）日本労働者信用基金協会による保証ほか

※団体融資とは
労働組合等の団体に対し、団体の構成員（中小企業労働者）が年末時に必要とする季節的な資金を融資する制度です。
・融資対象者・・・中小企業労働者で組織された労働組合等
・資金使途・・・臨時手当の遅欠配による生活資金など
・融資限度額・・・団体構成員一人につき70万円　かつ　一団体5,000万円
・返済期間・・・120日以内の一括返済
・利率・・・年1.6%（引き下げ後）
・申込受付期間・・・令和９年１月31日(日)まで